

社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大網白里市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償等に関して定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程による役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 顧問及び理事・監事並びに評議員
- (2) 部会及び委員会委員
- (3) 総合相談所心配ごと相談主任相談員及び一般相談員

(報酬)

第3条 会長及び副会長並びに総合相談所心配ごと相談で相談業務にあたる主任相談員に別表第1に掲げる報酬を支給する。

- 2 前項に規定する者が、月の途中で退任したとき及び新たに選任又は委嘱されたときは、日数に応じて按分し支給する。

(費用弁償等)

第4条 役員等が会長又は委員会等の長の招集する会議に出席したとき及び総合相談所心配ごと相談で相談業務にあたる一般相談員に別表第2に掲げる費用弁償を支給する。

- 2 役員等が、会長の依頼により業務のため旅行するときは、別に定める本会旅費支給規程により旅費を支給する。

(報酬及び費用弁償支払い)

第5条 第2条第1項第1号のうち会長及び副会長並びに第3号に規定する者の報酬及び費用弁償は、当月の1日から末日までの分を翌月15日に支給する。ただし、当日が休日の場合は繰り上げるものとし、その繰り上げた日が休日の場合はさらに繰り上げるものとする。

- 2 第2条第1項第1号及び第2号に規定する者の費用弁償は、会議の開催日に支給する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

- 2 社会福祉法人大網白里町社会福祉協議会役員等のものの費用弁償に関する規程（昭和58年4月1日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、昭和62年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年3月19日から施行し、平成2年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年3月26日から施行し、平成10年1月8日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年7月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年8月12日から施行し、7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月18日から施行し、平成30年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

区 分	報 酬 の 額
会 長	月額 40,000円
副 会 長	月額 8,000円
総合相談所心配ごと相談 主任相談員	日額 3,200円

別表第2

区 分	費 用 弁 償 の 額
顧問及び理事・監事並びに評議員	日額 1,200円
委員会委員	日額 1,200円
総合相談所心配ごと相談 一般相談員	日額 1,200円